

# 地域に還元される「宝くじ」を 景品として利用してみませんか？

滋賀県庁 総務部 財政課



## 「宝くじ」を景品として使用することのメリット

- ・「宝くじ」は大きな夢があり人気も高く、話題性・宣伝効果が高い
- ・高額当せんが発生した場合は、新聞・雑誌等で紹介され話題性・宣伝効果のさらなる向上が期待できる
- ・収益金が公共事業や教育の財源となる「宝くじ」を利用することにより、企業の社会的責任(CSR)への取組となりえる

## 景品としての具体的な利用例

### ○メーカー

- ・対象商品の応募シール5枚1口として応募、抽選でジャンボ宝くじ10枚プレゼント

### ○商店街・ショッピングモール

- ・キャンペーン期間中、商店街の中でのお買い物1,000円ごとに補助券を1枚プレゼント
- ・補助券を5枚集めてくじ引きに参加したお客様へ抽選でジャンボ宝くじ30枚をプレゼント

### ○銀行・信用金庫・証券会社

- ・定期預金等預入者、口座開設者等に対するプレゼントとして利用
- ・住宅ローンお借入れご利用者に対するプレゼントとして利用

### ○商店街・スーパー等の小売業

- ・「バーゲン」「歳末大売り出し」「新装オープン」などの特別セールの商品として利用

### ○マンション分譲・不動産業者

- ・マンション・不動産購入成約者、モデルルーム来場者に対するプレゼントとして利用

### ○飲食店・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等のチェーン展開をしている企業

- ・来店顧客へのプレゼントとして利用

### ○その他

- ・地区・社内での催物(旅行・スポーツ大会・忘年会等)での景品として利用

宝くじは夢があって、地域にも貢献できる景品だね！



## 利用上のご注意

宝くじの景品利用にあたっては、以下の点にご注意いただきますようお願いいたします。  
また、関係法規による規制等がありますので、景品利用の実施にあたっては、お客様ご自身で消費者庁等へご確認ください。

### ○「当せん金付証票法」等による規制

#### <転売の禁止>

キャンペーンを広告代理店に委託している場合においても、宝くじはご利用企業が直接ご購入ください。

#### <利用(交付)期間>

宝くじの交付は、その宝くじの抽せん日前日までとしてください。

#### <利用地域>

ジャンボ等の全国くじは、利用地域の制限はありません。  
ブロックくじの発売地域は決められているため、近畿宝くじをご利用ください。

#### <利用方法>

宝くじは、社会通念・教育上の配慮から未成年者への販売を自粛しています。  
景品利用の場合も未成年者にわたるような利用方法はご遠慮ください。

#### <宣伝方法>

宝くじの内容等について誤解を与えたり、射幸心をあおるような宣伝はご遠慮ください。

### ○「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」等による規制

懸賞の内容に応じて、取引価格・景品類の最高額、景品類の総額等の各種制限があります。また、特定の業種については、業界の実情に鑑み、一般的な景品規制とは異なる内容の業種別の景品規制が告示により指定され、各業界において提供される景品類に制限が設けられています。

宝くじの景品利用・購入についてのお問い合わせ:

みずほ銀行大津支店 お客様サービス課 077-522-4181

企業の皆さまにも、地域にもメリットのある宝くじの景品利用について、ぜひご検討ください！

